

琉球大学学術リポジトリ

弁護士会照会(23条照会)に応じて報告した者の責任

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部・大学院法務研究科 公開日: 2020-06-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 英男, Yoshida, Hideo メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/46290

[論文]

弁護士会照会(23条照会)に応じて報告した者の責任

The Liability of a Person who Reports to the Bar Association under Section 23-2 of the Attorney Act

民事訴訟法

吉田英男
YOSHIDA Hideo

[目次]

- [一] 意義
- [二] 守秘義務違反の責任
- [三] 誤報告の責任

[一] 意義

(1) 弁護士会照会とはどんな制度か

事件を受任している弁護士は、事件の適切な処理に第三者の報告が必要などときには、所属する弁護士会に申出をすることができる。この申出を受けた弁護士会は、その申出が不適切なものでなければ、第三者に照会して必要な報告を求めることができる(弁護士法23条の2)。この制度は一般に、弁護士会照会又は23条照会と呼ばれている。

弁護士会照会は、弁護士にとっては、たいへん有用な情報収集手段である。なぜ有用かというと、事件を受任さえしていれば、どのような局面で

も、どのような事項についてでも、ほぼ利用できるからである。受任事件は、民事・刑事・家事・行政の別を問わないし、照会をする場面は、訴訟手続に関連していなくてもよく、示談交渉、契約締結、法律相談、鑑定など様々な場面で利用できる¹。但し、照会できる対象者は、「公務所又は公私の団体」（以下「公務所等」とする）に限られ、個人には照会できない。もっとも実際問題としては、重要な情報のほとんどは行政機関や団体が保有しているであろうから、必要な者をほぼ網羅しているともいえる。照会事項に制限はなく、多種多様な照会が行われている。例えば、事件当時の気象や地理、交通機関の運行や公共施設の運営など、当時の当事者をとりまく自然状況や社会状況、外国法・条約・慣習・団体規則・約款等の存在・内容・解釈・運用の調査に用いられるし、証書の印影・筆跡・用紙の製造時期や販売時期などの確認、人の氏名・住所・能力・資格・財産・健康状態・生活状態・行動の調査、事故原因の調査などにも用いられる²。最近の統計によると、2015年には全国で17万6334件の照会が行われたとのことである³。

-
- 1 日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法〔第4版〕』（弘文堂、2007年）162頁。
なお古い資料であるが、飯畑正男『照会制度の実証的研究』（日本評論社、1984年）19頁以下によれば、第二東京弁護士会が1981年度（81年4月1日～82年3月31日）に受けた照会申出総数1505件のうち、損害賠償請求が282件、遺産分割が195件、貸金が81件、所有権移転登記抹消登記手続が72件、約束手形金が65件、建物明渡が49件、離婚・慰謝料が48件、請負代金が45件、所有権移転登記手続が44件、保全処分が38件、強制執行が44件、刑事が114件であったという。また同書20頁によれば、上記1505件のうち、訴訟係属中の利用が914件、準備段階での利用が484件、不明が107件であったという。
 - 2 詳細は、東京弁護士会調査室編『弁護士会照会制度〔第5版〕』（商事法務、2016年）、第一東京弁護士会業務改革委員会第8部会編『照会の手引〔6訂版〕』（第一東京弁護士会、2016年）、大阪弁護士会司法委員会編『弁護士法23条の2に基づく照会の手引』（大阪弁護士協同組合、2015年）、愛知県弁護士会編『事件類型別 弁護士会照会』（日本評論社、2014年）、第二東京弁護士会調査室編『照会必携—弁護士会照会ガイドブック〔改訂版〕』（第二東京弁護士会、2007年）等を参照。
 - 3 日本弁護士連合会『弁護士白書 2016年版』204-205頁。

（２）弁護士会照会制度の存在理由

弁護士が、第三者から様々な情報を収集するために、なぜ弁護士会照会制度が必要なのか。弁護士は、受任した事件を適切に処理するために、依頼者からはもちろん、相手方や第三者からも情報収集をする。とりわけ第三者は、信頼性の高い情報を保有していることがあり、また特定の第三者しか保有していない情報もある。そのような情報の提供を受けることができれば、より適正かつ効果的な事件処理をすることができるのは明らかである。ところが法の一般原則から言えば、そのような第三者には、情報提供により困っている人を助ける義務はない。弁護士から事件の解決に協力してくれと頼まれても、所詮は「他人間のもめごと」であり、助けなければならない法的根拠は一般的には存在しない。また、仮に第三者が協力する意欲をもっていたとしても、そのような第三者が守秘義務を負っている場合には、情報を提供したくてもすることができない。

このような第三者の非協力的態度や守秘義務を突破するためには、まず第三者に情報を開示すべき法的義務を課し、そして、その義務履行として開示した場合には守秘義務違反とはならない、という仕組みが必要となる。これが、弁護士会制度の存在理由と解せられる。このような趣旨に照らせば、弁護士会から照会を受けた者（以下「照会先」とする）は、原則として、照会を受けた事項につき報告をする法的義務を負うと解さなければならない。照会に応じるかどうかを照会先が自由に選択できるとしたなら、前述した第三者の非協力的態度や守秘義務を突破できないからである。照会先が報告義務を負うという点については、現在では判例・学説ともに争いが無いといってよい。

もっとも、いかに弁護士の使命が崇高であるといっても、第三者がいかなる犠牲を払っても報告しなければならないというのはいきすぎであり、情報開示により得られる真実発見や権利実現という利益（開示利益）と情報秘匿により保存される利益（秘匿利益）とを、妥当に調整する必要がある。そこで判例・学説は、開示利益と秘匿利益とを比較考量して後者が優

越する場合には、照会先に報告を拒絶するのが正当な事由（報告拒絶事由）があるため、報告を拒絶することができると思っている。なお、単に照会先が守秘義務を負っているという事実のみでは報告拒絶事由があるとはいえず、開示利益と秘匿利益を事案ごとに具体的に比較する必要がある。この法理の具体的な適用については裁判例の集積を待つ他ない。

（3）解釈論の進むべき方向性

たいへん活発に利用されている弁護士会照会制度であるが、現在の同制度には、ある種の非合理性が潜んでいて、それが同制度の発展を阻害しているように見える。その非合理性とは、照会先にとって、報告をしない場合の方が報告をした場合よりもリスクが少ない、という点である。

合理的な人間は、選択肢がある場合、最もリスクの少ないものを選ぶ。そして照会先にとって、最もリスクが少ない選択は、報告をしないという選択である。それは以下の事情による。まず照会に応じた場合、もし照会内容に誤りがあれば、それにより不利益を受けた者（その情報を紛争解決に用いた当事者など）から多額の損害賠償を請求される危険があり、またもし報告義務がないのに報告をしたなら、その情報が秘匿されることにつき正当な利益を有する者（以下「秘密帰属主体」とする）から多額の損害賠償を請求される危険がある。そして、たとえ適切な報告をしたとしても、照会先の得る利益は何もない。反対に、照会に応じない場合、照会申出をした弁護士（以下「申出弁護士」とする）やその依頼者、あるいは照会をした弁護士会から損害賠償を請求される危険がある。しかし、提訴される可能性は低く、仮に提訴されたとしても、多くの裁判所は、報告義務違反は不法行為を構成し得ないとの立場をとっているから、敗訴することはなく、またまんいち敗訴しても賠償額は些少な場合が多い。そして報告をしなければ、その分の手間や時間を節約できる。このように、照会先にとっては、明らかに照会に応じない方がリスクが少ない。この点に、同制度の非合理性がある。それでも多くの場合には報告が得られているのは、同制

度が照会先の遵法精神によって支えられているためと推測される。

しかし、年間利用件数が 17 万件を超え、ますます重要な制度となっている現在、そのような遵法精神だけを頼りに制度を維持しようとするのは合理的ではなく、遵法精神がない者に対しても効果を発することができるよう設計すべきである。従って、できる限り、照会に応じる者のリスクは軽減し、照会に応じない者のリスクは増加させる、という構造にする必要がある。またそうすることで、正直者が馬鹿を見るようなことがなくなり、遵法精神をさらに強めることができよう。

照会先が報告義務を履行しない場合、よく論じられている対策は、報告義務違反者に不法行為責任を課すことにより、間接的に報告義務の履行を強制する、というものである。最高裁は、少なくとも弁護士会に対しては不法行為は成立しないと判示しているが⁴、依頼者に対しても成立しないと判示していない。各地の高裁の多くは、依頼者や申出弁護士に対する不法行為は成立しないものと解している⁵。この問題については別稿で論じることにした。

報告をした者は、（Ⅰ）報告義務がないのに報告をすれば、守秘義務を負う者の注意義務に違反したとして、秘密帰属主体から損害賠償を請求される危険があり、また（Ⅱ）誤った内容の報告をすれば、正確な内容の報告をなすべき注意義務に違反したとして、依頼者等の利害関係人から損害賠償を請求される危険がある。これらの責任追及のリスクを軽減するために、

⁴ 最判平 28・10・18 民集 70 卷 7 号 1725 頁。

⁵ 大阪高判平 19・1・30 金法 1799 号 56 頁、名古屋高金沢支判平 20・11・10 LEX/DB 25450197、東京高判平 22・9・29 判時 2105 号 11 頁、東京高判平 23・8・3 金法 1935 号 118 頁、東京高判平 25・4・11 金判 1416 号 26 頁、福岡高判平 25・9・10 判時 2258 号 58 頁は、依頼者に対する不法行為の成立を否定した。また名古屋高判平 25・7・19 金判 1430 号 25 頁は、申出弁護士に対する不法行為の成立を否定した。それに対して、名古屋高判平 23・7・8 金法 1988 号 135 頁は、依頼者に対する不法行為の成立を認め、また名古屋高判平 27・2・26 金法 2019 号 94 頁は依頼者に対する不法行為の成立を否定したが、弁護士会に対する不法行為の成立は認めた。

解釈によって、それぞれの場合の責任の成立範囲を限定する必要がある。そのような観点から、(I)(II)について、次章において、裁判例の検討と若干の考察をしていくこととする⁶。

〔二〕守秘義務違反の責任

(1) 序説

第三者に対して守秘義務を負う公務所等が、弁護士会からの照会に応じて、守秘義務の対象となっている情報を弁護士会に対して開示した場合、その公務所等は秘密帰属主体に対して守秘義務違反を理由とする不法行為責任を負うか。結論から言えば、照会先が報告義務を負う場合には不法行為は成立しないが、報告拒絶事由があるのに不注意により拒絶せず報告をした場合には不法行為が成立する。

まず、第三者に対して守秘義務を負う照会先が報告義務を負う場合には、守秘義務がその限りで免除され又は開示行為の違法性が阻却されて、報告による責任を問われないこととなる。法が、一方において情報を開示すべき報告義務を課しながら、他方において情報を秘匿すべき義務を課す、つまりひとつの情報について開示義務と秘匿義務を同時に課すというのは、論理として一貫せず、実際に法を遵守する方法がないからである。従って、報告義務を負う場合、たとえその報告によって秘密帰属主体の権利又は法律上保護される利益が侵害され損害が生じたとしても、不法行為は成立しない。

それに対して、第三者に対して守秘義務を負う照会先が、報告拒絶事由

⁶ (I)についての先行研究として、伊藤眞「弁護士会照会の法理と運用」金法2028号6頁(2015年)、酒井博行「弁護士会照会に対する報告と照会先の損害賠償責任」北海法学52巻2号99頁(2016年)がある。

が存在するにもかかわらず、不注意により報告を拒絶せず情報を開示してしまった場合、照会先は秘密帰属主体に対して守秘義務違反の責任を負う。守秘義務の内容には、弁護士会照会があったときには報告拒絶事由がないかどうかを審査し、報告拒絶事由がある場合には報告を拒絶すべき義務が含まれ、その義務に違反すれば責任を生じさせるものと解されるためである。

問題は、どの程度の審査をすれば、この注意義務を履行したことになるかである。ありえる理解としては、一方では、(i) 法律専門家の団体である弁護士会が、一定の手続に従って適切と判断した以上は、照会先は、一応その判断が正しいものと信頼してよく、弁護士会の判断が明らかに不合理であると認められる場合には報告を拒絶する必要があるが、そうでない限りは報告すべきである、という解釈である。他方では、(ii) 弁護士会の審査はそれほど精密なものではないから、照会先は、それが正しいと信頼することは許されず、相応の独自調査に裏付けられた審査をしなければならない、という解釈である。上述したように報告義務の存否は、情報類型などにより抽象的に定まるものではなく、当該事案における具体的な開示利益と秘匿利益の比較衡量により判断しなければならないから、その判断は往々にして困難であり、場合によっては法律専門家でも意見が食い違うことがある。後者によれば、照会先にこのような難しい判断を要求する結果になり、そうなれば照会先は、判断を誤って秘密帰属主体から損害賠償を請求される事態を恐れて審査をあきらめ、一律に報告を拒絶するようになるかもしれない。従って、守秘義務を負う照会先に課される報告拒絶事由の調査義務は、上記 (i) の立場、すなわち、原則として、弁護士会の判断を前提として、手持ち資料などに照らしてその判断が明らかに不適切

であると認められるかどうかを審査すればよい（その結果、不適切であれば報告を拒絶し、不適切でなければ報告する）、と解すべきである⁷。

（2）裁判例

（a） 秘密帰属主体が、報告をした照会先に対して、損害賠償を請求した事件には、以下のものがある。

【事件 1-1（前科照会事件）】 ①京都地判昭 50・9・25 判時 819 号 69 頁

（事実） Xは、自動車教習所Aの技能指導員であったが、A社に解雇されたので、京都地方裁判所に地位保全仮処分の申立てをし、従業員たる地位を仮に定める仮処分命令を受けており、これに関連する事件が京都地方裁判所と中央労働委員会に係属していた。A社の弁護士Mは、照会事項を「前科及び犯罪経歴について」とし、照会理由を「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」と記載した照会申出を京都弁護士会に行い、京都弁護士会は同申出書を添付して京都市（Y）の伏見区役所に照会した（のち中京区役所に回付）。照会を受けた中京区長は、Xの前科について、道路交通法違反 11 犯、業務上過失傷害 1 犯、暴行 1 犯がある旨を報告した。同報告によりXの前科を知ったA社幹部らは、中央労働委員会及び京都地方裁判所の構内等において、事件等の審理の終了後等に、事件関係者や傍聴のため集まった者らの前で、Xの前科を指摘し、このような前科を秘して入社したことをもって経歴詐称であると主張しXを予備的に解雇した。Xは、Y市が漫然と報告をしたためにプライバシーを侵され、A社から予備的解雇を通告され、職場復帰の期待が遠のき、また多数の事件を抱える

⁷ 伊藤・前掲注 6）19-20 頁参照（「照会または再照会に際して、弁護士会が自らの判断の根拠たる利益衡量の内容を具体的に示していることを前提とすれば、照会先としては、自らが保有している情報を加えて、弁護士会の利益衡量が合理性を有するかどうかを判断すれば足りるとすべきである。」）。

事態となったと主張して、Y市に損害賠償等を請求する訴訟を提起した。京都地裁は請求を棄却した。

（判旨） 照会先は、報告を拒絶する正当な理由がない限り、照会に応ずべき法律上の義務を負う。本件において区長は、公的機関である弁護士会が、「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」に必要であるとして照会してきたのだから、「この文面よりしてこの照会が不法不当な目的に供されるとか必要以上に市民のプライバシーを侵す目的に供されるものと解さず、真実の発見又は正確を期するために要求されるのだと考えても無理からぬところである」。従って、報告を拒絶しなかったことに過失があるとはいえない。

【事件 1-2（前科照会事件）】 ②大阪高判昭 51・12・21 判時 839 号 55 頁

（事実） ①京都地判昭 50・9・25 に対して、Xが控訴した。大阪高裁は、原判決を変更し、請求の一部を認容した。

（判旨） 照会先は、優越する秘匿利益がある場合を除いて、報告義務がある。前科・犯罪経歴の開示は、法令に根拠のある場合や、公共の福祉による要請が優先する場合等に限り許される。申出弁護士が依頼者に報告内容を告げざるを得ない点も考慮すれば、市町村は、前科等を照会された場合には、これを拒絶すべき正当な事由があると解され、これを拒絶せず報告した区長の行為は違法である。また、自治省行政課長の回答⁸などに照ら

⁸ 「自治省行政局行政課長の昭和三十六年一月三十一日自治丁行発七号愛知県総務部長あて回答」自治研究 37 巻 6 号 177 頁。

「照会 市町村長の調製保存する犯罪人名簿は、選挙資格を調査するためのものであるとともに、従来からの自治省通達により警察、裁判所のほか都道府県知事、市町村長等の行政庁が法律上の資格調査のために行なう照会に対しては格別、一般の身元照会等には回答しない取扱いとする旨指示されているところではありますが、今般熱田区長あて東京弁護士会会長から弁護士法第二三条の二の規定により照会がありました。これが照会については前記諸通達の主旨から回答できないものと解してよろしいでしょうか。

回答 お見込のとおり。」

せば、区長には過失があったといえる。なお、弁護士会が既に照会の適切性を審査しているからといって、報告行為について違法性が阻却されたり、責任が免除されたりするものではない。

【事件 1-3（前科照会事件）】 ③最判昭56・4・14民集35巻3号620頁（事実） ②大阪高判昭51・12・21に対して、Y市が上告した。最高裁は上告を棄却した。

（判旨） 「前科等の有無が訴訟等の重要な争点となつていて、市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合……に弁護士法二三条の二に基づく照会に応じて報告することも許されないわけのものではないが、その取扱いには格別の慎重さが要求される」。本件において、「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」とだけ照会理由が記載された照会書を受けた区長が、「漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる」。

【事件 2】 ④広島高岡山支判平12・5・25判時1726号116頁

（事実） A社は、別件訴訟において、Bに対して、請負代金等の請求をしていたが、さらに、Bがその支配下にある破産会社Cを計画倒産させるつもりであったのに請負代金としてC社振出しの約束手形をAに受領させたとして、不法行為に基づく損害賠償請求をすることも検討していた。A社は、BによるC社の支配を裏付ける事実として、Bのα事務所長Xが自宅新築資金1200万円をC社から受領していたと主張したが、Xは証人としてその事実を否定する供述をした。そこでA社の弁護士Mは、右金銭の受領を立証するため、Xの預金口座（事前調査によりここに1200万円が振り込まれたことが分かっていた）のある中国銀行（Y）β支店に対して、同口座の取引履歴の報告を求める照会の申出をした。岡山弁護士会から照会を受けたYの支店担当者は、照会書の記載内容と実際の口座の動きを調査

した上で、当該照会を必要かつ相当と認めて、照会に応じる報告をした。そこでXが、守秘義務違反を主張してYに損害賠償を請求した。第一審の岡山地裁は、報告の違法性及び過失を認めた⁹。控訴審の広島高裁岡山支部は、当該報告は適法であるとして請求を棄却した。

（判旨） 銀行は、預金取引に関する事項の照会を受けた場合であっても、照会の必要性和相当性が認められる限り、弁護士会に報告をすべきであり、報告したことについて不法行為責任を問われない。本件において、争点となる金銭受領の事実の立証につき口座の取引履歴が必要となることは明らかであり、他にその情報の収集手段がなく、照会書には具体的な事情が記載され、その記載事実がY側の手元の資料とも一致していたために、Yの支店担当者が報告をしたのであるから、そこに違法性は認められない。

【事件 3-1】 ⑤京都地判平 25・10・29 LEX/DB25540652

（事実） 別件訴訟において、A社は、同社の前代表取締役Bに対して、（平成 22 年 4 月以降）稼働実態のない自分の子Xに給与を支給してA社に損害を与えたなどと主張して、損害賠償を請求したが、京都地裁はXに稼働実態がないとは認められないと判示して、A社の請求を棄却した。控訴審係属中、A社の弁護士Mは、もしXが体調を崩して休んでいたとすれば¹⁰、XがA社勤務と併せて営んでいた別の事業（大工業）について事業収入に変更が生じたはずだと考え、Xの別事業について確定申告書の依頼を受けていた税理士法人Cに対して、Xの直近 10 年分の確定申告書及び総勘定元帳の記載内容の照会を求める申出をした。京都弁護士会からの照会を受けたCは、これに応じて平成 15 年から 21 年までの確定申告書及び総勘定元帳の写し（平成 21 年分の総勘定元帳の写しを除く）を提供した。平成 21

⁹ 岡山地判平 11・4・8（判時 1726 号 116 頁コメント参照）。

¹⁰ 本件照会申出理由の記載によれば、平成 22 年 3 月～23 年 2 月の期間のXのタイムカードが存在せず、A社の顧問社会保険労務士がBにその理由を問い合わせたところ、Bは「Xは体調を崩して休んでいる」と答えた、とされる。

年分の確定申告書に添付されていた青色申告決算書の「本年中における特殊事情」欄には、「平成21年に関しては、体調不良（腰痛）のため就労することが出来なかった」との記載があり、M弁護士はそれを証拠として裁判所に提出した。控訴審は、同書類を事実認定の根拠として、A社の請求を認めた。Xは、Cの代表社員であるYが、Cに不当開示をさせたと主張して、Yに損害賠償を請求する訴訟を提起した。京都地裁は、報告を適法とし、請求を棄却した。

（判旨） 弁護士会照会制度は、弁護士の情報収集を容易にし、受任事件の適正な解決に資することを目的とする制度であり、弁護士法23条の2は、制度の適正な運用を確保する観点から、弁護士の申出が適切であるかの判断を弁護士会の判断に委ねるという二段階の構造をとっている。このような趣旨に鑑みれば、照会先は、照会の申出が濫用にあたるなどの特段の事情がない限り、報告をなすべき法的義務を負い、報告したことにつき不法行為責任を免れると解すべきである。本件においては、申出権濫用の事実は認められないから、C税理士法人は照会に応じて報告をなすべき義務があった。

【事件3-2】 ⑥大阪高判平26・8・28判時2243号35頁

（事実） ⑤京都地判平25・10・29に対して、Xが控訴した。大阪高裁は、原判決を取り消して、一部請求を認めた。

（判旨） 照会先は、報告を拒絶すべき正当な理由がない限り、報告をする法的義務を負う。守秘義務を負う照会先が、報告を拒絶すべき正当な理由があるのに拒絶せず報告をした場合には、秘密帰属主体に対する不法行為となる。本件において、確定申告の書類からXの健康状態を明らかにしようとするのは方法として迂遠であって照会の必要性・相当性に乏しい一方で、報告を求められた情報の秘匿性は高いから、Dには報告を拒絶する正当な理由がある。また、税理士は税務関係においては法律実務家であるから適正な判断を要求できる点、弁護士会による審査の程度は不明である

点、YとX及びA社との間には特別な関係がある点などに照らして、Yには過失があるとした。

【事件4】 ⑦鳥取地判平28・3・11金法2040号94頁

（事実） A・Bは、Xに対して金銭の支払を命ずる確定判決を有しているが、各判決に基づく債権の履行を求め、Xほか数名を被告とする損害賠償等支払請求訴訟を提起した。Aの弁護士Mの復代理人Nは、強制執行の端緒とするため、ジャパンネット銀行（Y₂）にあるXの預金口座の口座番号・残高・取引履歴の照会を求める申出をした。鳥取県弁護士会（Y₁）は、審査の上でこれを適切と認めてY₂銀行に照会書を発し、Y₂銀行はそのとおりに報告した。Xは、Y₁弁護士会には申出を適切に審査せず照会した点に過失があり、またY₂銀行にも照会を適切に審査せず報告した点に過失があるとして、Y₁弁護士会・Y₂銀行に損害賠償を求める訴訟を提起した。鳥取地裁は請求を棄却した。

（判旨） 申出弁護士の述べる照会理由の記載内容は、懲戒処分の可能性により真実性が担保されているから、弁護士会としては、外形上・文面上不合理であることが明白な場合を除いて、ひとまず真実として信頼することができ、これを前提に照会申出の必要性・相当性の判断をすることができる。また照会先は、弁護士会の必要性・相当性の判断をひとまず信頼してよく、その照会が明白に不必要・不相当と認めるに足りる特段の事情が認められない限り、照会に応じて報告をする公法上の義務を負う。そして、その義務履行としてなした報告には違法性がなく、不法行為は成立しない。本件において、照会理由の記載内容は、債務名義を有するA・Bが、債務者Xに対して強制執行を試みるも不奏功に終わったため、さらなる強制執行を行う端緒として、口座番号等の開示を求めるというのであるから、これを必要かつ相当と認めたY₁弁護士会の判断は適切であり、また照会に応じたY₂銀行の判断も適切である。

	裁判所・判決年月日	不法行為の成否（認容額）
事件 1	①京都地判昭 50・9・25	否定
	②大阪高判昭 51・12・21（控訴審）	肯定（25万円）
	③最三小判昭 56・4・14（上告審）	肯定
事件 2	④広島高岡山支判平 12・5・25	否定
事件 3	⑤京都地判平 25・10・29	否定
	⑥大阪高判平 26・8・28（控訴審）	肯定（35万円）
事件 4	⑦鳥取地判平 28・3・11	否定

（b） 以上、7つの裁判例のうち、責任を肯定した判決が3つ、否定した判決が4つである。控訴された事件では、地裁と高裁で結論が異なっている。このように結論が分かれるのは、守秘義務を負う者が照会を受けたときにどの程度の審査をすれば注意義務を果たしたといえるか、という点に関する理解の差が大きいように思われる。そこで本稿では、この点に絞って諸裁判例を検討していく。

守秘義務を負う照会先は、守秘義務の対象となる秘密を開示しても、報告義務があれば守秘義務違反とはならないし、報告義務がなくても、過失なく報告義務があると信じたなら責任を問われない。過失とは注意義務に違反することであるが、照会先にどの程度の注意義務を課すかについて、理念型としては、弁護士会の審査を前提にせず照会先独自の慎重な審査を要求する立場（仮に不信頼説とする）と、弁護士会による審査を前提として、それが不合理であることが明らかな場合には報告を拒絶し、そうでない場合には報告をしてよい、とする立場（仮に信頼説とする）がありうる。両者の違いは、弁護士会による審査の結果をどの程度信頼できるか、である。弁護士会の判断を信頼できるなら、照会先が独自に審査する必要性は乏しくなり、逆に弁護士会の判断を信頼できないなら、秘匿利益を守るために、守秘義務を負う照会先が独自に慎重な審査をする必要が出てくる。

（c）⑥大阪高判平 26・8・28 は、不信頼説といえるかもしれない。この事件において、税理士 Y（正確には、照会先は Y が代表社員を務める税理士法人である）は、自分の過去の顧客 X についての確定申告手続きに関する資料の提出を、京都弁護士会から求められた。照会理由は、X が特定期間に体調を崩していた事実を立証するためである。申出弁護士は、X の健康状態が悪化していれば、財産状態にもそれが反映されるであろう、と考えたのである。Y が照会に応じて全ての資料を提供したので、X は Y に不法行為に基づく損害賠償請求をした。第一審の京都地裁は、報告義務の存在を認めて不法行為の成立を否定したが、控訴審の大阪高裁は、報告義務の不存在を認め、かつ Y の過失も認めた。大阪高裁は過失を認めた理由として、以下のように述べる。まず、（i）Y は税理士であるから税務関係の法律実務に関しては十分に照会の適切性を判断する能力がある。また（ii）Y は税理士として、X とその紛争の相手方 A との両方から依頼を受けていたところ、本件報告をすれば X のプライバシー情報を敵方の A に提供する結果となる¹¹。さらに Y は、依頼を受けなくなってから 2 年以上経過しているのであるから、本来なら、本件確定申告書等を Y に返還すべきであり（近畿税理士会綱紀規則 11 条 3 項）、返還していれば報告できないはずのものであった。このような特殊事情に鑑み、Y は通常の場合よりもより慎重な検討が必要であった。（iii）弁護士会がどの程度の審査をしているのか不明であるから（本件において京都弁護士会は申出を受けた当日に照会書を発しており、厳格な審査が行われた形跡はない）、それを信じたからといって過失がないとはいえない。

¹¹ なお、林仲宣「判批 [大阪高判平 26・8・28]」ひろば 68 卷 8 号 73 頁（2015 年）も参照（「実務的な発想からすれば、いわば A 社を通じて弁護士と密接な関係にある税理士は弁護士に情報を提供することは容易であったはずである。しかし、あえて弁護士会照会をとることで、税理士の守秘義務違反を指摘されることを回避し、合わせて情報の公平性、客観性を主張することを意図したかもしれない。やはり紛争が始まった段階で、本来、原告が保管等すべき確定申告関係の資料を、税理士は、原告に返却すべきだったといえよう。」）。

しかし、本判決の論旨に対しては、数々の疑問がある。まず(i)であるが、確かに税理士は、税務関係の法律実務においては、専門家としての知識を有しているかもしれないが、裁判官や弁護士と同等の法的判断を期待すべきではない¹²。ましてや本件では、第一審の大阪地裁は、照会を適切として報告義務を認めたのに、大阪高裁は照会を不適切として報告義務を否定している。このような事案で正確な法的判断を照会先に求めるのは、税理士に地裁の裁判官以上に適切な判断をせよと言うようなものであろう。

次に(iii)であるが、確かに、弁護士会で行われる照会の審査は、裁判所が文書提出命令を発する際の審査などに比べれば、大いに簡略であろう(実際、大量の照会申出をさばくためには、簡略にならざるをえないであろう。)¹³。短い時間で、相手方の言い分も聴かずに審査されるのであるか

¹² 藤中敏弘「判批 [大阪高判平 26・8・28]」東海法学 50 卷 44 頁 (2015 年) (「税理士が法律家であるということには異論はないが、そのことだけをもって、本件照会事項が適当でないことを十分認識しえたとするのは極論である。」、佐藤孝一「判批 [大阪高判平 26・8・28]」月刊税務事例 48 卷 4 号 23 頁 (2016 年) (「一般的に、立証の必要性や、証拠方法の担当性の判断を訴訟当事者以外の者 (一般人・通常人) に求めることが酷な事柄であることは多言を要しない……民法 709 条の『過失』の認定に当たり、訴訟当事者でない Y において、指摘のような検討をすべきであったとする上記①の判断は疑問というほかな。い。))。

¹³ やや古いが、鳥山半六「23 条照会の現状と課題—大阪弁護士会の審査体制を中心に」自正 54 卷 12 号 29 頁 (2003 年) を参照 (当時の大阪弁護士会における審査の実情においては、「会長から委嘱を受けた登録後一〇年以上の実務経験豊かな弁護士一〇名が交代で (毎日一名が担当)、夕方四時過ぎから弁護士会館二階の個室 (調査室) に詰め、照会申出書に一通ずつ目を通して申出の必要性・相当性等を審査するものである。一日の審査件数はおおむね五〇件前後であり、一件あたり最低でも三分程度、難しい案件には相応の時間をかけて (筆者の経験では、一〇分くらい時間をかけても結論が出せなければ別置きにして再考する等して) 慎重に審査している」とされる。)。なお、木村健太郎「弁護士会照会を受けた照会先の不法行為責任を認めた事例の検討—名古屋高判平 27.2.26 と大阪高判平 26.8.28」金法 63 卷 14 号 13 頁 (2015 年) も参照 (「各弁護士会が審査体制の充実を図っていることは多くの論考で発表されているところであるが、それにもかかわらず、『どの程度の審査を行っているか不明』とし、さらに照会申出日に照会が発送されたことをもって『厳格な審査が行われた形跡はない』と断ずるのは唐突な感を免れない。))。

ら、判断の難しい事案であれば判断を誤ることもあろう。しかし、そのような間違いの可能性を根拠として、照会先に厳重な注意義務を課し、結果的に報告を萎縮させるのは、弁護士に簡便な情報収集手段を与えて人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命を果たさせ、もって実効的な権利実現を国民に保障しようとする、弁護士会照会制度の立法趣旨に反する。照会の適否に関する判断についての責任は、弁護士会（及び申出弁護士）が負うべきであり、照会先に負わすべきではない。

以上より、税理士に独自の慎重な審査を要求することは、少なくとも一般論としては妥当ではないと考える。従って、仮に照会先に過失ありとする本件判決の結論が正しいとしても、それは（ii）の特殊事情¹⁴があるために注意義務が高度化したせいであると解すべきである¹⁵。

次に、②大阪高判昭51・12・21及び③最三小判昭56・4・14も、不信頼説に近い。この事件では、犯罪人名簿を保管していた京都市中京区長が、ただ「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」との説明しかない照会に応じて、原告に関する全ての前科を報告したために、自己の前科を暴露された原告が、京都市を相手取って損害賠償を請求した。第一審の京都地裁は報告義務を認めたが、控訴審の大阪高裁は報告義務を否定し、「弁護士会が弁護士から照会についての申出があつた場合に適当かどうかを審査し、適当でない場合にはこれを拒絶し、その他の場合には照会することになっているからと言つて、報告した行為について違法性が阻却されるものではなく、また、責任が免除されるものでもない。」と述べて中京区長の過失を認めた。上告審の最高裁は、前科等の報告も場合によっては許されるが、その取扱いには格別の慎重さが要求され、本件のようにきわめて抽象的な照会理由しか説明されていない前科照会に対してすべての前科

¹⁴ もっとも、（ii）の判旨については異論もある。藤中・前掲注12）44頁、岩崎政明「弁護士会照会に対する回答報告と守秘義務違反」横浜法学24巻1号18頁（2015年）。

¹⁵ 伊藤・前掲注6）10-11頁、酒井・前掲注6）137-138頁参照。

を報告するというのは、公権力の違法な行使にあたるとした。

前科や犯罪経歴のような特に秘匿性の高い情報について守秘義務を負う者は、その取扱いにつき高度の注意義務を負っているから、その報告を求められた場合には、開示利益と秘匿利益とを比較衡量し、開示利益が優越する例外的場合であるかどうかを慎重に判断しなければならない。仮に開示利益が優越する場合であっても、開示範囲は報告の必要性に照らして最小限度としなければならない。照会先に高度の注意義務を負わせることで、秘密帰属主体に及ぶ不適切な開示による不利益を最小限度に食い止めているといえる。

このように、照会先に高度の注意義務を負わせる解釈論は、前科・犯罪経歴及びそれと同等の秘匿価値を有する情報を報告する事案にのみ適用され、それ以外の場合には適用されないと解すべきであろう。そうでないと、照会先は常に高度の注意義務の履行を求められることになってしまい、過大な負担を強いられ、また判断を誤った場合に責任追及される事態を恐れて報告をしない者が増えることになろう¹⁶。

(d) 信頼説と分類できるものとしては、まず⑦鳥取地判平 28・3・11が挙げられる。これは預金口座の残高や取引履歴を銀行が報告した事例であるが、照会をした弁護士会と報告をした銀行とが、十分な審査をしなかったとの理由で損害賠償を請求された。照会理由には、「A及びBは、それぞれXに対し債務名義を有しており、再三にわたりこれに基づく強制執行を試みたが、いずれも不奏功に終わったところ、XがY₂銀行に預金口座を

¹⁶ この点、④広島高岡山支判平 12・5・25は、取引履歴も開示利益が優越する場合には必要な限度で報告でき、また開示利益と秘匿利益との利益衡量に際しては「同じくプライバシーであっても、特に慎重な取扱いが要請される前科等の情報の場合とは自ずから相違があることを前提とすべきである。」として、取引履歴照会の事案は前科照会の事案とは、判断基準が異なる旨を述べている。

また東京高判平 22・9・29判時 2105号 11頁も、③最三小判昭 56・4・14は「前科及び犯罪経歴というプライバシーの中でも最も他人に知られたくない、いわゆるセンシティブ情報に関する事案についての事例判例であ」と述べている。

有していることが判明したので、本件照会事項を把握して、執行の端緒とするべく、照会の申出に及んだ」と記載されていた。原告Xは、Y₁ 弁護士会とY₂ 銀行が、照会申出理由で記載されている（i）債務名義の存在、（ii）強制執行の実行、（iii）強制執行の不奏功、の事実が真実かどうかを確認すべきであったと主張した。鳥取地裁は、「弁護士会は、審査に当たっては、弁護士懲戒制度による制度的担保のもと、弁護士が申出理由として示した内容を基本的には信頼することができ、これを前提に申出の必要性・相当性の判断を行い、これが肯定されれば法律上付与された照会権限を行使して照会を行うのである。このような制度設計に照らせば、弁護士会から照会を受けた照会先は、法律上の審査権限を有する弁護士会のため、照会申出に必要性・相当性ありとする判断をひとまず信頼することが許されるというべきであり、その照会が明白に不必要又は不合理であると認めるに足りる特段の事情が認められない限りは、これに対して報告する公法上の義務を負い、その義務の履行としてした報告は違法なものとはいえず、不法行為が成立することはないというべきである。」と判示した。つまり照会先は、明らかに不適切な照会であると認められるような特段の事情がない限り、弁護士会の判断に従って報告してよく、そうしていれば責任を問われないということである。

同様に、⑤京都地判平 25・10・29 も、信頼説に分類できる。同判決は、「23条照会を受けた者は、照会の申出が権利の濫用にあたるなどの特段の事情のない限り」、報告義務を負い、「報告をしたことについて不法行為責任を免れる」と判示した。

①京都地判昭 50・9・25 は、前科の報告を受け取った依頼者が、裁判所や中労委の構内でそれを暴露した事件であったが、前科を暴露された原告は、照会書には中労委に提出するためとの説明しかないので、区長としては、これが労働事件に悪用されるのではないか、いかなる労働事件であるかを京都地労委に問い合わせるべきであったと主張した。これに対して第一審の京都地裁は、「同区長は本件照会が公的機関である弁護士会からの

法律にもとづく照会であり、かつ、その照会要求に『中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため』必要とあつたので（……）、この文面よりしてこの照会が不法不当な目的に供されるとか必要以上に市民のプライバシーを侵す目的に供されるものと解さず、真実の発見又は正確を期するために要求されるのだと考えても無理からぬところであるから」、報告を拒絶しなかったことに過失はないとした。確かに照会先は、悪用の危険まで独自調査する義務はないが、弁護士会の判断を盲目に信頼してならず、一般的な事例では、当該事件の経緯に照らして当該事項の報告を求めることが一応合理的であるとの確認は必要である。さらに前科・犯罪経歴のような秘匿性の高い情報の報告を求められたときには、格別に慎重な審査を行う必要がある。

（3）まとめ

前述したあるべき解釈論に従えば、守秘義務を負う照会先に課される注意義務の程度については、信頼説をとるのが妥当である。⑦鳥取地判平 28・3・11 が述べるように、弁護士会による照会の適切性に関する判断の正しさは、(i) 受任弁護士による申出をする際の審査と、(ii) 弁護士会による照会をする際の審査により、二重に担保されているから、照会先としては、受けた照会が、明らかに不適切であるとか、(⑤京都地判平 25・10・29 が言うように) 濫用のおそれがあるなどの特段の事情がない限り、弁護士会の判断に従ってよく、そうしていれば過失はない。照会理由に記載された事実（債務名義を有するとか、代替的情報収集手段がないなど）が真実であるかどうかを、独自調査しなくてよいのはもちろんである。

〔三〕誤報告の責任

（1）序説

照会先は、弁護士会に誤報告をし、それによって依頼者やその紛争の相

手方など報告内容の正しさについて正当な利害関係を有する事件関係者（以下「事件関係者」とする）に損害を与えたときには、損害賠償責任を負うとされる。問題は、照会先が正確な報告をするためにどの程度の注意をはらうべきかであるが、それは照会先の地位や依頼者と照会先の関係などにより様々であろうと思われる。

例えば、法律上特定の職務を担当する公務所は、国民に対する説明責任、司法への協力義務、その職務の専門性に寄せられる信頼の保護などを理由に、その職務内容について正確な報告をする義務があると考えられる。また、病院や銀行のように、公益性の高い事業を営む団体も、公務所に準じて、正確な報告をなすべき義務があると考えられる¹⁷。さらに、依頼者が照会先に対して、実体法上の情報開示請求権を有する場合や、道義的な見地から照会先が依頼者の権利実現に協力すべき場合には、そうでない場合よりも高い注意義務が課されよう。それに対して、それらとは無縁の照会先に照会する場合には、いわば社会奉仕として報告をしてもらうようなものであるから、あまり重い負担をかけるべきではないし、損害賠償のリスクを増加させて照会先を萎縮させることは避けるべきであろう。

結局、照会先が報告内容の正確性についてどれだけの注意義務を負うかは、照会先が照会事項についてどれだけの開示義務や説明責任を負うかにかかっていると見える。

¹⁷ 東京地判平 24・11・26 も参照（「このような弁護士会照会制度の司法制度における重要な役割に照らし、更には、決済機能を独占する銀行の公共的責務に鑑みれば、金融機関が守秘義務を負っているということだけで、顧客等の同意がない限り報告を拒む正当な理由があるということは相当でない。」）。

(2) 裁判例

(a) 誤報告の責任が問われた事例には以下のものがある。

【事件5】 ⑧大阪地判平5・10・29判時1499号92頁

(事実) Aは、B₁の運転する自動車に轢かれて重傷を負ったため、B₁及びその使用者B₂社に損害賠償を請求する訴訟を提起した(Aはその後死亡し、相続人Xらが訴訟を承継した。)。Bらの弁護士Mは、損害填補の事実を立証するため、Aの受傷につき給付された労災保険金の種類、給付額、給付の相手等の報告を求める照会の申出をし、大阪弁護士会からその照会を受けた阿倍野労働基準監督署は、それらの報告をしたが、給付金額の記載に誤りがあった(234万5540円と記載すべきところ、誤って608万5132円と記載した)。Mが報告書を裁判所に提出したところ、裁判所は損害は既に填補されているとして、Xらの請求を棄却した。その後Xは、通帳を持参して労基署に行き、労災保険給付額の確認を求めたところ、報告に誤りがあったことが判明した。そこでXらは、労基署の過失により損害を被ったとして、国(Y)に対して損害賠償を請求した。大阪地裁は、労基署による不法行為を認めた(但し過失相殺により8割減額)。

(判旨) 公務所が取扱事務につき照会を受けた場合には、公益のため行動すべき公的機関として、またその公務に関する専門機関として、正確な報告をなす義務を負う。本件において労基署長は、所管する労災保険給付につき照会を受けたのであり、管理する資料を調査して正確な報告をすることができたのに誤報告をしたのであるから、注意義務違反が認められる。

【事件6】 ⑨東京地判平28・2・4LEX/DB25533424

(事実) Xらは、自動車運転中にY₃の車両がX車両の前に飛び出してきた際、急ブレーキをかけたために負傷したと主張し、東京海上日動火災保険株式会社(Y₁)に対して保険金を請求したが、Y₁は事故の存在は認められ

ないとして支払を拒絶した。そこでXらは、Y₁に保険金の支払を請求する訴訟を提起した。また、Y₃の車両には損害保険ジャパン日本興亜株式会社（Y₂）の保険がかけられていたので、Y₂に保険金の支払を請求し、Y₃には自賠法に基づく損害賠償を請求した。ところでX代理人Mは、Y₃の車両に関する自動車保険契約の有無の照会を求める申出をしていたが、照会を受けた日本損害保険協会は、その車両につき保険契約は存在しない旨の回答をした。Mは再度同様の照会申出をしたが、2回目の照会には回答がなかった。ところが実際には、Y₃の車両には損害保険ジャパン日本興亜株式会社（Y₂）の保険がかけられていた。そこでXらは、Y₂に対して、誤報告により照会費用相当の損害を受けたと主張して、その損害賠償も併せて請求した。東京地裁は、請求を棄却した。

（判旨） 依頼者が報告を受ける利益は事実上の利益にとどまり、誤報告があっても、照会先があえて虚偽の報告をしたなどの事情がないかぎり、不法行為は成立しない。そして本件において、そのような事情は認められない。

	裁判所・判決年月日	不法行為の成否（認容額）
事件 5	⑧大阪地判平 5・10・29	肯定（79万 8673 円）
事件 6	⑨東京地判平 28・2・4	否定

（b） ⑧大阪地判平 5・10・29 は公務所に対する照会、⑨東京地判平 28・2・4 は私的団体に対する照会である。

まず⑨東京地判平 28・2・4 は、交通事故に関連して、被害者（と主張する原告）の弁護士が、日本損害保険協会に対して、車両番号・車台番号・所有者・使用者を示して加害車両につき自家用自動車保険契約が締結されているかどうかの照会の申出をし、そのような契約は存在しない旨の報告を受けたが、実際には契約があったため、依頼者がその誤報告に関する責

任を追及した事案である。被告・保険会社は、照会を受けた当時、その管理する顧客データベースでは該当する自動車保険契約が検索されなかったことからその旨回答したのであり、同対応に過失はないと主張した。東京地裁は、報告を受けることについて依頼者が有する利益は、事実上の利益にとどまり、法律上保護される利益に当たらないから、「照会先があえて虚偽の回答をした等の特段の事情がない限り、不法行為は成立しない」と判示した。

なるほど照会先は、訴訟における真実発見や強制執行による権利実現などの公益実現のために報告をしているのであって、特定個人の私益実現のために報告しているのではない。その意味で、多くの裁判所は、依頼者が報告により受ける利益は「反射的利益」であるとか、「事実上の利益」にとどまるとか、表現しているわけである。

しかし、不報告と誤報告とでは、意味が異なる。不報告は、紛争当事者の事実状態に積極的な変更を加えないのに対して、誤報告は紛争当事者に誤った事実を伝えて事件処理に誤った方向性を与える。いかに照会先が、法律により報告を余儀なくされた者とはいえ、自己の積極的な行為により事件関係者を間違った方向に導かないよう注意すべきであり、それに違反すれば損害賠償責任を免れないと解すべきである。

また報告があれば、事件関係者は、その報告内容が一応正しいものと信頼し、その信頼に基づいて行動する。もし報告内容の正しさを信頼できないなら、事件関係者は、報告内容の正しさを各自で確認しなければならない。手元資料で正しい内容の報告ができる照会先には正確な報告をなすべき義務を課さず、かえって調査手段の乏しい事件関係者に確認の負担を課すというのは、いかにも不合理であるし、受任弁護士による効率的・

効果的な事件処理を援助するという弁護士会照会制度の趣旨にも反しよう。

以上より、事件関係者が報告内容の正しさによせる信頼は、法律上保護されるべきであり、照会先は事件関係者に対して正確な内容の報告をなすべき義務を負う、と解すべきである。そして、この義務の違反は、事件関係者に対する不法行為を構成しうるものと解される。もっとも照会先は一般的に、人権の擁護と社会正義の実現という公益実現のために善意で協力する者であるから、当事者の一方から依頼を受けて報告をする私鑑定人などと同等の負担を負わせるべきではないし、また前述の弁護士会照会制度のあるべき解釈論によれば、照会先の報告によるリスクをできるだけ軽減する方向で解釈すべきであるから、照会先は原則として、誤報告につき故意又は重過失がある場合にのみ責任を負うものと解すべきである。この点、⑨判決の示す理論は、「あえて虚偽の回答をした等の特段の事情」がある場合に、例外的に不法行為を構成するとしているが、意図的な虚偽報告のみが「特段の事情」にあたりとみるべきでなく、故意又はそれと同視できる重過失もそれに当たると解すべきであろう。

それに対して⑧大阪地判平 5・10・29 では、照会先が法律で定められた職務を担当する公務所であった。すなわち別件訴訟において、労基署¹⁸が、交通事故訴訟の被告側弁護士からの照会申出に基づいて、被害者に関して給付された労災保険金の種類や金額を報告したのであるが、その報告内容が大きく間違っていたために、本来あるべき原告の請求権がないものと認定されてしまった。そこで原告は、国に対して損害賠償を求めた。大阪地

¹⁸ ⑧大阪地判平 5・10・29 によれば、「労働基準監督署は、労働基準法、労災保険法等に定める事務を担当する公務所であり（労働基準法九七条、労働省設置法八条）、労働基準監督署長は、都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、労災保険給付に関する事務等を行う（労災保険法施行規則一条二項）。」。

裁は、「公務所がその取り扱う事務について二三条照会を受けて、これに対する回答を行う場合には、一般私人の場合と異なり、公益のため行動すべき公的機関として（国家公務員法九六条一項）、司法事務に協力し、訴訟における真実発見に資するよう協力すべき立場にあること、及び公務員はその担当する公務についての専門家であり、当該公務の遂行の正確性に対する一般の信頼を保護すべきであることから、職務上の法的義務として、照会に対する正確な回答をなすべき注意義務を負い、これに違反した場合には国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けるものと解するのが相当である。」と判示し、労基署長の過失を認めた。

同判決は、照会先と照会事項とに着目し、公務所が担当する公務について照会を受けたときには、正確な内容の報告をなすべき注意義務が発生し、過失により誤った内容を報告して事件関係者に損害を与えたときには、損害を受けた者に対する不法行為が成立するものとしている。

（3）まとめ

数少ない裁判例から読み取れることは、以下である。⑨東京地判平 28・2・4によれば、私的団体がその職務内容につき報告をする場合、事件関係者に対しては、あえて虚偽の回答をした等の特段の事情がない限り、誤報告により損害が生じたとしても不法行為は成立しない。そして、この特段の事情には、故意又は重過失がある場合も含まれると解すべきである。また⑩大阪地判平 5・10・29によれば、公務所が担当する公務の内容につき報告をする場合、正確な内容の報告をなすべき注意義務を負うから、故意又は過失による誤報告によって事件関係者に損害を生じさせれば、その者に対する不法行為が成立する。